我孫子市監査委員告示第２号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和３年４月１日

我孫子市監査委員　山口　幹夫
我孫子市監査委員　豊島　庸市

財政援助団体等監査報告書

（公の施設の指定管理者監査）

我孫子市農業拠点施設

指定管理者　株式会社あびベジ

我 孫 子 市 監 査 委 員

１　監査を執行した監査委員名

山　口　幹　夫
豊　島　庸　市

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等の監査
（公の施設の指定管理者監査）

３　監査の期間

書面審査の期間　令和２年１２月７日から令和３年２月１９日まで
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

４　監査の対象

対象施設	対象団体	施設所管課
我孫子市農業拠点施設	株式会社 あびベジ	環境経済部 農政課

５　監査の範囲及び方法

令和元年度における公の施設の指定管理に関する出納、その他事務及び施設所管課の当該指定管理に関する事務について、監査対象団体から事業計画書・予算書・事業報告書・決算書等の関係書類の提出を求め、施設所管課からも指定管理者選定及び評価に係る書類の提出を求めた。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象施設の現地確認については中止とし、書面により事業の執行状況を監査した。

６　指定管理の概要

（１）施設の概要

・名称及び所在地

名　称：我孫子市農業拠点施設
所在地：我孫子市高野山新田１９３番地（手賀沼親水広場内）

・設置目的

農業拠点施設は、環境保全型農業と地産地消、食育、農を通した交流の推進など、市の農業振興に資することを目的とする

・設置根拠

我孫子市手賀沼親水広場の設置及び管理に関する条例（平成２７年条例第３４号）に基づく施設

・建物概要

①建　　物　「水の館」１階の一部

②延床面積　約７５０㎡

・施設内容

①直売施設　農産物直売所

②加工施設　加工室１、加工室２

③飲食施設　厨房、室内及び室外客席

④その他　　事務室、倉庫、休憩所、更衣室など

（２）基本的な管理業務の範囲及び内容

①事業の実施に関する業務

・地産地消、食育の推進に関すること

・ＷＥＢサイトの運営と情報発信に関すること

・その他施設の設置目的上必要なこと

②利用者への対応業務

・農業拠点施設の利用に関すること

・問い合わせ、施設見学及び視察等への対応に関すること

・施設内の負傷者、急病人への対応に関すること

・苦情への対応に関すること

・利用者のニーズの把握に関すること

・ポスター、パンフレット、その他これらに類するものを掲示等することの承認に関すること

・その他、利用者への対応に関すること

③利用料金の徴収、減額及び免除等に関する業務

・農産物直売所の利用料金の徴収に関すること
・農産物直売所の利用料金の減額及び免除に関すること
・農産物直売所の利用料金の返還に関すること
・その他、利用料金に関すること

④施設及び設備等の維持管理に関する業務

・施設、設備及び機器等の保守点検に関すること
・清掃に関すること
・衛生管理に関すること
・備品、消耗品等の維持管理に関すること
・施設の修繕に関すること
・消防、消防施設の保守点検並びに維持管理に関すること
・ショッピングカート置き場の維持管理に関すること
・その他、施設及び設備等の維持管理に関すること

⑤施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

（３）指定管理者の概要

名　称：株式会社あびベジ

所在地：千葉県我孫子市我孫子新田字白山下９番地１

平成２３年８月２９日に設立され、農畜産業の経営、農畜産物の貯蔵・運搬及び販売、農畜産物を原材料として使用する製造、加工及び販売、農業の教育、研修サービス及び食育の企画並びに運営、飲食店の経営などを行うことを目的としている。

（４）組　織

代表取締役１名、取締役２名、監査役２名が役員として登記されている。なお、組織体系については、総務部、経理部、広報を総括する事業本部をはじめ、直売事業部、飲食事業部、加工事業部及び学校給食事業部により構成され、指定管理に関する事業を管理している。

（５）指定期間

平成２９年４月２０日から令和２年３月３１日まで

（６）指定管理者の選定

指定管理者制度については、平成１５年６月地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、同年９月から施行された。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効率的かつ効果的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの質の向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

我孫子市農業拠点施設の管理運営については、地方自治法第２４４条の２第３項及び我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づくものである。

当該指定管理者の候補者の選定にあたり、市では、平成１９年から農産物直売所を核とした地産地消の推進拠点づくりのためアンテナショップ（あびこ農産物直売所あびこん）を設置し、出荷農家等の団体（平成２３年株式会社あびベジ設立）により直売機能の検証を行ってきた実績や、我孫子市指定管理者導入指針において「地域の活性化や産業振興の観点から、地域密着度の高い施設において、地域の実情に精通している団体が運営することにより、当該施設の設置目的が達成される場合」に該当することから非公募とし、平成２９年４月、株式会社あびベジは市と基本協定を締結し指定管理者となった。

なお、基本協定書の規定に基づき、利用料金及び指定管理業務により得られる収入により、指定管理業務に要する経費のすべてを賄うものとし、市から当該経費に対する指定管理料の支払いはないものとし、さらに、施設の管理運営に係る収入が支出を下回っても市は損失の補填を行わないものとされた。

７　監査の結果

公の施設の指定管理に関する出納、その他事務については、特に指摘すべき事項はなく、概ね適正であると認められた。なお、一部留意すべき点については以下に記述したとおりである。

８　意　見

当該施設指定管理者は、指定期間において、我孫子市農業拠点施設における設置目的を達成するため、公の施設であることを常に念頭におき、利用者の公平性を確保しながら、事業計画に基づき、施設の効用を最大限に発揮した管理・運営を効率的かつ適正に執行し、利用者の増加に努め、事業の採算性を確保していくなどを方針として掲げ、地元農産物の販売、加工品（惣菜、菓子）の開発及び製造・販売、飲食施設（旬菜厨房米舞亭）での飲食販売、市内小・中学校への地元農産物の供給、農を通じた交流イベントの開催及び情報誌「あびこん通信」・ＷＥＢサイトによる情報発信など各種事業を行っている。

主に地元農産物の販売では、市内出荷農家以外の農家や市内商業者、福祉団体等に対し、納入業者としての登録の呼びかけなどを行い、販路拡大の充実強化に努められ、季節に応じた多種多様な高品質の地元農産物が充実し、利用者への販売促進が図られた。さらに、顧客ニーズの把握よる利用促進に向け実施したイベントの開催・参加や施設ＰＲなどの事業は効果が高いため、今後の当該施設の運営においては必要不可欠であり継続されたい。

また、飲食販売では、旬菜厨房米舞亭の新メニュー開発、一部価格の値上げ及びランチ・宴会予約はもとより、年末商戦として「年越しオードブル」の予約販売・川村学園女子大学と連携して加工惣菜の開発販売など創意工夫が見られ、様々な取り組みが徐々に集客力の向上につながり、当該年度の事業収支が黒字に転じたものと考えられ、事業経営からも一定の評価ができるものである。

さらに、当該施設内の管理状況では、通常より売場等の通路を拡幅し、車椅子利用者等に配慮された施設管理の拡充が図られており、市民の平等な利用の確保に努められている。また、新型コロナウイルス感染症対策が施され、利用者が安心・安全に購買・飲食等ができるよう管理が徹底されており、評価できるものである。

一方で、当該年度における学校給食では、定期的に地元農産物を市内小・中学校１９校中１５校へ供給されているが、児童・生徒数が多く仕入れが大量となるため残り４校については供給が困難な状況であることから、指定管理者におかれては、市や関係者とともに検討され、全校供給の早期実現に向け取り組まれることを望む。

今後の当該施設の運営においては、さらなる経営の安定化をめざし、市やあびこ型地産地消協議会などの関係団体と密に情報共有を図り、経営コンサルタントなどの助言も受けながら、引き続き、経営戦略について検討をされ有益的な事業の推進と利益の向上に努められたい。